

第2次試験受験者の皆様へ

人事院四国事務局第二課任用係
(〒760-0019)高松市サンポート3-33
☎087-880-7442 (直通)

I 提出資料

- ① 「面接カード」 ……必要事項を記入の上、**人物試験開始前**に提出してください。
- ② 「採用志望カード」 ……「Ⅲ 採用志望カードの確認・記入について」に従い必要事項を記入の上、**人物試験終了後**に提出してください。
- ③ 「住民票記載事項証明書」 ……**人物試験終了後**に提出してください。
- ④ 「受験資格の学歴を証明する書類」 ……**人物試験終了後**に提出してください。

II 最終合格から採用までの手続き

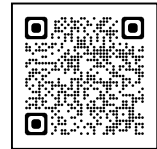
1 最終合格者の発表〔11月15日（火） 午前9時〕

インターネット合格者発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
[<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>]
また、合格者には得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。
「国家公務員採用試験インターネット申込み」ページのパーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。
[<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]

〔合格発表〕



〔合格通知書〕



2 整理番号

整理番号とは、**合格通知書の右上に記載してある番号です（受験番号とは異なります。）**。最終合格者発表日以降、人事院及び各機関への照会や連絡（意向届の提出を含みます。）等を行う際には、試験の区分、受験番号と併せてこの整理番号を使用してください。

3 採用内定までの流れ

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」といいます。）に試験の区分ごとに得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者（以下「採用候補者」といいます。）となります。
- (2) 各機関は、名簿に記載された者の中から面接を行い、採用者を決定します。
- (3) 人事院は、名簿、受験申込内容及び提出された採用志望カードに基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報（氏名、連絡先等）を記載した「採用候補者一覧表」を作成し、個人情報保護に十分留意した上で、各機関に通知します。
- (4) 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています（採用候補者であっても、必ず採用されるわけではありません。）。採用を希望する場合は、積極的に各機関の採用担当部署に連絡を取ってください。

4 採用予定機関との面接のルール《厳守事項》

- ① 採用予定機関から面接等の連絡があった場合には、**面接に応じるか否かを回答してください。**
なお、面接に応じない場合は、その理由を述べてください。
- ② 複数の機関の面接を受けても構いませんが、**採用内定を受けることができるのは1つのみです。**
- ③ 採用内定した場合には、直ちに「意向届」を人事院に提出してください。
- ④ 採用内定後には、他の機関の面接に応じることはできません。連絡を受けた場合には、既に採用内定していることを伝えてください。
- ⑤ 採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務に支障を来します。**採用内定を応諾する場合には、その後には辞退することがないよう慎重に判断してください。**

5 名簿からの削除

次の事項に該当する場合は、名簿から削除されます。

- (1) 名簿から選択され、実際に採用された場合
- (2) 任命に関する再三の照会に応じない等の事由により、採用される意思がないと認められる場合

6 名簿の有効期間

名簿の有効期間は、**最終合格発表の日から1年間**です。
有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありませんので留意してください。

Ⅲ 採用志望カードの確認・記入について

採用志望カードは採用に関する事務に使用するものですから、記入漏れ、記入誤りのないように、楷書で丁寧に記入してください。記入された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。
採用志望カードに記載された内容は、最終合格時において採用予定機関（特別職を含みます。）に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。

【採用志望カードの項目番号ごとの注意事項】

1 試験の種類

採用志望カードを持参していない場合は、いずれかの試験の種類を選択し、記入例のとおり○で囲んでください。

2 試験の区分

3 第1次試験地（高卒者、社会人共通）

印刷されている内容を下記のコード表により確認してください（採用志望カードを持参していない場合は、試験の区分及び第1次試験地を記入し、下記のコード表に従ってコード番号を記入してください。）。

○高卒者試験の区分

試験の区分	コード
事務四国	17
技術四国	27

○社会人試験（係員級）の区分

試験の区分	コード
技術四国	57

第1次試験地	コード	第1次試験地	コード	第1次試験地	コード	第1次試験地	コード	第1次試験地	コード
札幌市	111	水戸市	311	岐阜市	411	和歌山市	561	福岡市	811
函館市	112	宇都宮市	315	静岡市	421	鳥取市	611	北九州市	812
旭川市	114	前橋市	321	名古屋市	431	松江市	621	佐賀市	821
帯広市	116	さいたま市	331	津市	441	岡山市	631	長崎市	831
北見市	117	千葉市	341	富山市	451	広島市	641	熊本市	841
青森市	211	東京都	351	金沢市	461	山口市	652	大分市	851
盛岡市	221	横浜市	361	福井市	471	徳島市	711	宮崎市	861
仙台市	231	甲府市	365	京都市	521	高松市	721	鹿児島市	871
秋田市	241	新潟市	371	大阪市	531	松山市	731	那覇市	911
山形市	251	長野市	381	神戸市	541	高知市	741		
福島市	261	松本市	382	奈良市	551				

【記入例】

※日付は、提出日を記入してください。

7 連絡先

印刷されている内容を確認してください（採用志望カードを持参していない場合は、受験申込時に記入した連絡先、又は第1次試験時に提出した申込内容変更届に記入した連絡先を記入してください。）。

8 採用希望時期

採用を希望する時期について、いずれかを選択し、該当する選択肢の□に☑を記入してください。

（「合格後直ちに」とは、2023年4月より前の随時の時期（たとえば、12月、1月等）から採用されることを希望する場合は示しています。）

9 障害者手帳等の有無

障害者手帳等の有無について、該当する選択肢の□に☑を記入してください。障害者手帳等を有している方は手帳の種類及び等級を（ ）内に記入してください。

12及び13 訂正記入欄

「5 氏名」及び「7 連絡先」に印刷されている内容（又は記入した内容）と異なる場合は、変更のある部分のみ記入してください。

住所欄については、都道府県を省略し、「丁目」「番地」等はハイフンとして、右の記入例を参考に記入してください。

2022年度 採用志望カード			第2次試験受験者用				
整理番号		※	※		※	このカードは、採用に関する事務に使用する資料です。記入された個人情報は、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。	
1 試験の種類		5 氏名 (フリガナ)		※日付は、提出日としてください。[令和 4 年 10 月 12 日現在]		タロウ	
一般職高卒		一般職社会人		(氏名)		人事院 太郎	
2 試験の区分		3 第1次試験地		4 受験番号		6 生年月日	
事務四国		高松市		700XX		平成 15 年 10 月 11 日生	
7 連絡先(受験申込時に記入した連絡先、又は第1次試験時に提出した申込内容変更届に記入した連絡先)		7 6 0 - 0 0 1 9		高松市サンポート3-33		(電話) 087 - 880 - 7442	
8 採用希望時期		9 障害者手帳等の有無		※(人事院使用欄)			
☐ ① 合格後直ちに		☑ ② 2023年 4 月 (令和 5 年 4 月)		☑ ① 有() 手帳等・等級 () 級		☐ ② 無	
12 氏名		13 連絡先					
... (フリガナ)		7 6 0 - 0 0 X X		高松市〇〇町 1-2-3		(電話) () ☐ 自宅 ☐ 携帯	
(氏名)							

(記入上の注意)
 1 記入は、第2次試験当日に配布される「第2次試験受験者の皆様へ」を参照してから行ってください。
 2 ※印の欄は記入しないでください。
 3 第2次試験当日に提出する際に、記入誤り、記入漏れのないよう再度確認してください。
 4 記載内容は採用を予定している府省等(特別職を含む)に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。
 5 障害者手帳等の種類には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。

【訂正記入欄】上記「5 氏名」及び「7 連絡先」と異なる場合のみ記入してください。
 (変更のある部分のみ記入(住所変更のみであれば、変更後の住所のみ記入し、氏名及び電話番号は記入不要))

IV 最終合格した場合の提出資料

「意向届」 最終合格者の発表後、次表のとおり、インターネット（人事院ホームページ内の「意向届オンラインシステム窓口」）より人事院四国事務局第二課任用係宛てに必ず提出してください。

「意向届に関するQ & A」も参照してください。

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html]

※「意向届」は、名簿の管理及び候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。

記入された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

〔意向届オンラインシステム〕



〔意向届Q & A〕



事由	提出時期
1 一般職試験（高卒者、社会人）からの採用が決定（内定）した場合又は今後の採用を希望しない場合	事由が確定後、直ちに提出してください。以後は、提出の必要はありません。
2 各機関の採用内定を得ることができず、引き続き採用を希望する場合	第1回 2022年12月16日（必着） 第2回以降 2023年1月以降、毎月月末まで ※第2回以降は、前回提出した内容と変更がない場合も必ず提出してください。

意向届オンラインシステムの利用方法

- ① インターネットで「<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>」までアクセス
＜人事院ホームページからのアクセス＞
「国家公務員試験採用情報 NAVI」→「採用情報」→「各種手続き」→「意向届オンラインシステム窓口」
- ② 「インターネットを通じた意向届の提出の流れ」を確認し、「利用規約・入力画面はこちら」をクリック
- ③ 「意向届オンラインシステム利用上の注意」を読み、「同意する」をクリック
- ④ 「基本情報共通項目の入力」画面において、試験の種類「一般職（高卒）」又は「一般職（社会人）」にチェックし、試験年度、試験の区分、整理番号（合格通知書右上に記載（受験番号とは異なる。））、氏名、メールアドレス、生年月日を入力（連絡先を変更する場合は、新しい住所・電話番号（変更のある項目のみ）を入力）

＜入力例＞

*は必須項目ですので、必ず入力してください。

試験年度 * 西暦 2022 年度 [半角数字のみ]

試験の区分 * 事務四国

整理番号 * 15（受験番号とは異なります。） [半角数字のみ]

- ⑤ 「次へ」をクリックし、「意向届（一般職試験（高卒）」画面又は「意向届（一般職試験（社会人）」画面へ以下の項目について、1、2、3、4のいずれかにチェックし、該当事項を入力してください。連絡欄は、必要に応じて入力してください。

1 一般職試験（高卒）又は一般職試験（社会人）からの採用（内定）が決定した

（採用予定時期：西暦 年 月）

国の機関（府省名

）

（地方機関名

）

2 今後の採用は希望しない（1の場合はこちらを選ぶ必要はありません）

次のとおり就職が決定（内定）したため（採用予定時期：西暦 年 月）

他の国の試験（試験名

）

地方公共団体（団体名

）

国立大学法人（法人名

）

独立行政法人（法人名

）

民間企業（企業名

）

その他（事由

）

3 引き続き採用を希望する（1の場合はこちらを選ぶ必要はありません）

4 連絡先（住所・電話番号）の変更のみ

連絡欄（

）

- ⑥ 必要項目を入力後「次へ」をクリック

- ⑦ 入力済みの情報を確認の上、必要に応じて修正し、最後に「送信」をクリック

V 採用等に関する照会先

1 採用予定機関の担当部署

- ・ 一般職（高卒者）
別添「2022年度国家公務員採用一般職試験（高卒者）からの採用予定機関一覧（【事務四国・技術四国】人事院四国事務局管内）」のとおり。
- ・ 一般職（社会人試験（係員級））
別添「2022年度国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））からの採用予定機関一覧（【技術四国】人事院四国事務局管内）」のとおり。

※ 最新の情報は人事院四国事務局ホームページに掲載しますので確認してください。

- ・ 一般職（高卒者）【事務四国・技術四国】
[<https://www.jinji.go.jp/shikoku/shiken/kosotsu/R4g2yotei.pdf>]
- ・ 一般職（社会人試験（係員級））【技術四国】
[<https://www.jinji.go.jp/shikoku/shiken/kosotsu/R4g3yotei.pdf>]

〔一般職（高卒者）〕

〔一般職（社会人
（係員級））〕

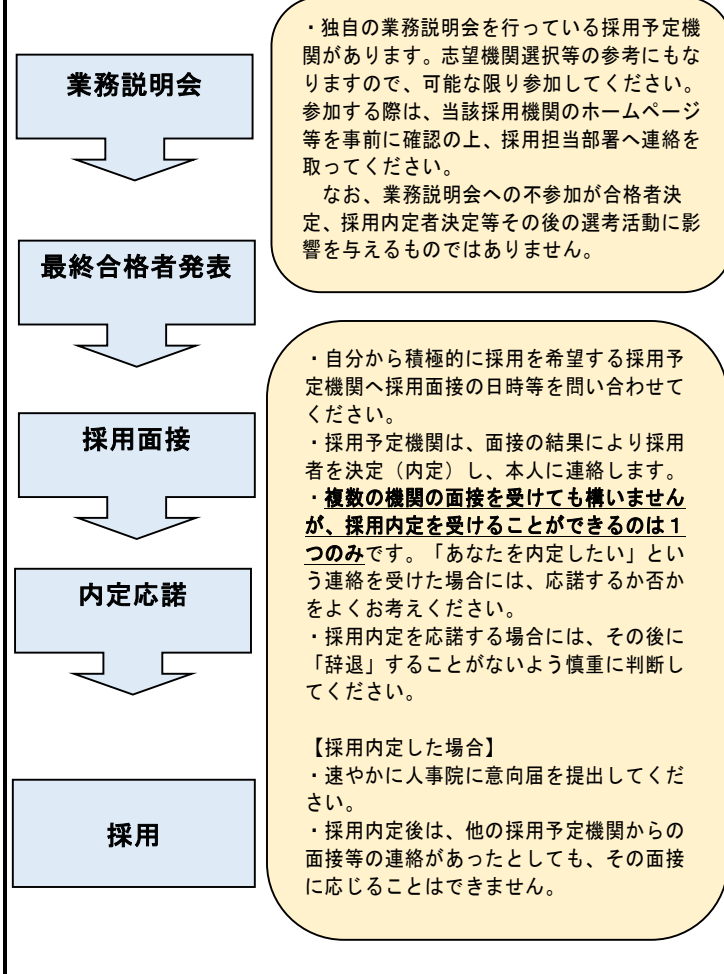


2 人事院四国事務局第二課任用係

〒760-0019 高松市サンポート3-33
電話番号 087-880-7442

採用までの流れ

※ 次のチャートは大切な事項です。必ずお読みください。



よくある質問

Q：一般職試験（高卒者試験、社会人試験）に合格しても、採用されないことはありますか？

A：最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定している採用予定数よりも多くなっています。

採用を希望する者については概ね採用されるように合格者を決定していますが、社会情勢の変化等から辞退者数又は採用予定数が減少する場合も考えられます。

採用面接を受けることができるよう、ご自身から積極的に採用担当部署へ連絡を取ってください。

Q：機関からの採用面接の連絡が来ません。

A：採用を希望する場合は、決められた方法で意向届をきちんと提出してください。

また、電話番号や住所に変更があった場合にも速やかに人事院に申し出てください。採用面接等の連絡に支障を来す場合があります。

何よりも大事なことは、連絡を待っているだけではなく、ご自身から採用を希望する機関に連絡をして、採用面接を受けたいという意思を伝えることです。